

児童虐待の動向にみる基本的課題と方向性 —養護者による児童虐待を巡る若干の考察—

大場 敬太*・本郷 秀和**

要旨 本稿では、児童虐待の動向からみた基本的課題と方向性を検討する。具体的には、はじめに既存の統計資料等を用いて養護者による児童虐待の全体的傾向を整理し、虐待が深刻化した結果に生じることがある虐待死の事例の紹介を通じて、児童虐待を巡る基本的な課題と今後の方向性について若干の考察を試みた。

主な結果として、養護者としての情緒的安定、養育に関する知識等の脆弱性が児童虐待という行為に特に影響を及ぼすことが推測された。また、児童虐待を予防・早期発見していくには、地域関係の希薄化を防ぐ取り組みを、行政と民間とともに構築していく必要性もうかがえた。

キーワード 養護者、児童虐待、虐待死

1. はじめに

昨今、被虐待児童が重傷あるいは死亡するといった児童虐待の深刻さが社会問題化している。「児童相談所における虐待相談対応件数とその推移」(子ども家庭庁 2023)によると、児童の虐待等に関する法律(児童虐待防止法)の施行以降も、児童虐待は増加の一途を辿っている。これに関して、染田は「日本の児童虐待相談対応件数は、過去30年以上一貫して増加し続け、2020年には20万件を超えた。」(染田 2024: 13)と指摘し、今後の虐待の増加を懸念している。

児童虐待の深刻化を招く要因として、虐待事案発生時から介入するといった初動の遅れや、介入できたものの養護者の訪問拒否等による支援継続の困難さがあると推察される。小林は「子ども家庭分野において、ニーズに気が付かない家庭や、支援に拒否的な家庭は、重度化するまで支援対象にならない場合が多い。」(小林 2024: 61)ことを指摘し、家庭への支援には時間を要しやすいとしている。

本稿では、我が国の児童虐待の動向を整理し、さらに虐待がエスカレートした結果生じた虐待死の事例の理解を通じて、今後の養護者に

* 折尾愛真高等学校

** 福岡県立大学人間社会学部・教授

よる児童虐待の基本的課題と方向性を探ることを目的とする。

2. 子ども（児童）虐待の動向

2.1. 子ども虐待（以下、児童虐待）の相談対応件数の動向

日本では、少子化が進行しているにもかかわらず、児童虐待は着実に増加している。特に虐待を受けている子どもは、日々の不安や怯えなど苦しい生活下におかれ、発達上の障害等さまざまな弊害も生じやすくなるため、可能な限りの早期発見と継続した対応が強く求められる。

児童虐待の対応は、都道府県・政令市に設置される児童相談所と市町村が中心的な相談対応窓口になっており、連携して対応に当たっている。児童相談所の対応は、こども家庭庁による『令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）』にて、虐待の相談対応件数とその推移が整理されている（図1-1）。これによると、2022（令和4）年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は219,170件であり、2011（平成23）年度の約4倍と増加している。加えて、児童相談所設置自治体別にみた児童相談所における児童虐待相談対応件数でも同様の傾向がみられており、78地点中48地点で相談対応件数は増加している。なかでも熊本県は、対前年度比で312件（30%）と顕著に増加している（図1-2）。

2.2. 虐待の加害者と種別と傾向

児童虐待防止法第3条では、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」とされている。そして「児童虐待」を「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護す

るものをいう。以下同じ）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う行為」（第2条関連）としており、同法における児童虐待の種別として4分類されている。すなわち、1）身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、2）性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること、3）ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること、4）心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことであり、セルフネグレクト（自己放任）や経済的虐待（お小遣いやお年玉等の搾取）までは含まれていない。

2022（令和4）年度の児童相談所における『虐待相談の内容別件数の推移』（速報値）をみると、多いものから「心理的虐待」129,484件（59.1%）、「身体的虐待」51,679件（23.6%）、「ネグレクト」35,556件（16.2%）、「性的虐待」2,451件（1.1%）の順になっている。特筆すべき点としては、2004（平成16）年度より面前DV（子どもの前での配偶者間暴力）が「心理的虐待」に明確に位置付けられ、この時期から心理的虐待の相談推移は増加していることや表明しにくい「性的虐待」の潜在化が推測される。2022（令

図1-2 児童相談所設置自治体別にみた、児童相談所における児童虐待相談対応件数

児童相談所における児童虐待相談対応件数（対前年度比較、児童相談所設置自治体別）

	児童相談所相談対応件数		対前年度比
	令和3年度 (速報値)	令和4年度 増減件数	
北海道	4,020	3,644	▲ 376 ▲ 9%
青森県	1,693	2,039	346 20%
岩手県	1,709	1,717	8 0%
宮城県	1,764	2,065	301 17%
秋田県	596	578	▲ 18 ▲ 3%
山形県	570	567	▲ 3 ▲ 1%
福島県	1,985	2,256	271 14%
茨城県	3,743	4,033	290 8%
栃木県	1,625	1,627	2 0%
群馬県	1,932	1,897	▲ 35 ▲ 2%
埼玉県	14,370	15,512	1,142 8%
千葉県	9,593	8,747	▲ 846 ▲ 9%
東京都 ^{※2,3}	26,047	20,705	▲ 5,342 ▲ 21%
神奈川県	7,195	7,899	704 10%
新潟県	2,074	2,091	17 1%
富山県	894	1,044	150 17%
石川県	814	933	119 15%
福井県	1,018	922	▲ 96 ▲ 9%
山梨県	1,482	1,451	▲ 31 ▲ 1%
長野県	2,651	2,697	46 2%
岐阜県	2,390	2,684	294 12%
静岡県	2,222	2,054	▲ 168 ▲ 8%
愛知県	6,588	6,493	▲ 95 ▲ 1%
三重県	2,147	2,408	261 12%
滋賀県	2,264	2,187	▲ 77 ▲ 3%
京都府	2,505	2,865	360 14%
大阪府	14,212	16,036	1,824 13%
兵庫県	5,567	5,702	135 2%
奈良県 ^{※4}	1,837	1,254	▲ 583 ▲ 32%
和歌山県	1,792	2,066	274 15%

	児童相談所相談対応件数		対前年度比
	令和3年度 (速報値)	令和4年度 増減件数	
鳥取県	135	148	13 10%
島根県	378	332	▲ 46 ▲ 12%
岡山県	669	796	127 19%
広島県	2,956	3,131	175 6%
山口県	662	688	26 4%
徳島県	910	1,039	129 14%
香川県	1,037	1,152	115 11%
愛媛県	1,406	1,737	331 24%
高知県	452	501	49 11%
福岡県	6,184	6,760	576 9%
佐賀県	987	1,085	98 10%
長崎県	974	1,084	110 11%
熊本県	1,027	1,339	312 30%
大分県	1,864	1,786	122 7%
宮崎県	1,843	2,019	176 10%
鹿児島県	2,114	2,423	309 15%
沖縄県	2,509	2,585	76 3%
札幌市	2,402	2,286	▲ 116 ▲ 5%
仙台市	1,733	1,651	▲ 82 ▲ 5%
さいたま市	3,236	3,365	129 4%
千葉市	2,277	2,472	195 9%
横浜市	7,859	9,103	1,444 19%
川崎市	3,965	4,095	130 3%
相模原市	1,976	1,896	▲ 80 ▲ 4%
新潟市	1,431	1,570	139 10%
静岡市	672	782	110 16%

	児童相談所相談対応件数		対前年度比
	令和3年度 (速報値)	令和4年度 増減件数	
浜松市	823	872	49 6%
名古屋市長	3,735	3,183	▲ 552 ▲ 15%
京都市	2,170	2,257	87 4%
大阪市	6,136	6,319	183 3%
堺市	2,209	2,395	186 8%
神戸市	2,934	2,667	▲ 267 ▲ 9%
岡山市	408	424	16 4%
広島市長	1,951	2,323	372 19%
北九州市	2,363	2,515	152 6%
福岡市長	2,685	3,057	372 14%
熊本市	1,325	1,425	100 8%
横須賀市長	859	962	103 12%
金沢市長	830	693	▲ 137 ▲ 17%
明石市長	695	602	▲ 93 ▲ 13%
奈良市長	-	385	-
港区	-	1,029	-
世田谷区	-	1,683	-
中野区	-	817	-
豊島区 ^{※5}	-	83	-
荒川区 ^{※5}	-	481	-
板橋区 ^{※5}	-	998	-
江戸川区	-	2,002	-
合計	207,660	219,170	11,510 6%

- ※1 都道府県の件数には、指定都市・児童相談所設置市の件数を含まない。
- ※2 令和3年度の東京都の件数には、令和2年度に児童相談所を開設した世田谷区、荒川区、江戸川区及び令和3年度に開設した港区の件数を含む。
- ※3 令和4年度の東京都の件数は、児童相談所を開設した特別区の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。
- ※4 令和4年度の奈良県の件数は、令和4年4月に児童相談所を開設した奈良市の件数を除いたことから、対前年度比が大幅に減少している。
- ※5 板橋区は令和4年7月、豊島区は令和5年2月に児童相談所開設

出典：こども家庭庁ホームページ「令和4年度児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）」
 (https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176dc99-390e-4065-a7fb-f5e569ab2450c/12d7a89f20230401_policies_jidouguyakutai_19.pdf)

図 1-3

⑩ 家庭の地域社会との接触状況

表 101 家庭の地域社会との接触状況（心以外への虐待死）

区分	第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		第10次		第11次		第12次		第13次		第14次		第15次		第16次		第17次		第18次		第19次		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
ほとんど無い	9	11.5%	19	28.4%	14	28.6%	12	23.5%	19	32.8%	7	13.7%	11	30.6%	11	25.0%	11	21.2%	10	20.4%	10	22.2%	12	22.2%	10	17.5%	14	28.6%	11	22.0%	181	22.7%
	12	31.0%	7	48.7%	5	56.0%	4	41.4%	7	46.3%	13	24.1%	11	40.7%	10	37.9%	6	28.9%	13	27.0%	9	33.3%	9	40.0%	8	32.3%	7	46.7%	12	33.3%	127	37.7%
乏しい	12	15.4%	17	25.4%	5	10.2%	4	7.8%	7	12.1%	13	25.5%	11	30.6%	10	22.7%	11	11.5%	13	26.9%	9	17.9%	12	5.6%	8	14.0%	7	14.3%	12	24.0%	15	15.9%
	7	41.4%	13	17.9%	6	20.0%	13	13.8%	14	17.1%	9	44.8%	3	40.7%	7	34.5%	19	15.8%	13	35.1%	13	27.3%	12	10.0%	9	25.8%	8	23.3%	8	36.4%	156	28.5%
ふつう	7	9.0%	19	28.4%	12	24.0%	12	25.5%	14	24.1%	9	17.6%	8	8.3%	7	15.9%	15	36.9%	13	26.9%	13	25.0%	13	22.2%	10	17.5%	9	18.4%	8	16.0%	19	19.6%
	1	24.1%	0	33.3%	0	24.0%	0	44.8%	1	34.1%	0	31.0%	2	11.1%	1	24.1%	2	50.0%	1	35.1%	1	38.4%	0	40.0%	3	32.3%	0	30.0%	2	24.2%	32	32.5%
活発	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	0	0.0%	1	2.8%	1	2.3%	2	3.8%	2	2.0%	1	0.0%	0	0.0%	3	3.1%	0	0.0%	2	2.0%	16	16.2%
	3	3.4%	0	0.0%	25	50.0%	29	60.0%	41	2.4%	29	0.0%	27	7.4%	29	3.4%	38	5.3%	37	2.7%	37	0.0%	33	10.0%	31	9.7%	30	0.0%	8	6.1%	3	3.3%
小計	29	37.2%	39	58.2%	51	100.0%	56	100.0%	70	70.7%	29	56.9%	75	75.0%	65	65.9%	73	73.1%	75	75.9%	100	100.0%	100	100.0%	90	90.0%	54	54.4%	61	61.2%	480	60.2%
	49	100.0%	28	57.1%	24	48.0%	22	44.0%	17	34.0%	22	44.0%	9	18.0%	15	30.0%	14	28.0%	12	24.0%	12	24.0%	24	48.0%	26	52.0%	19	38.0%	17	34.0%	317	55.8%
不明	49	62.8%	67	86.8%	49	62.8%	43	55.4%	58	74.1%	51	65.1%	36	45.7%	44	55.6%	52	66.3%	49	61.8%	49	61.8%	52	65.1%	54	67.5%	49	61.3%	30	37.5%	797	100.0%
	76	100.0%	67	86.8%	49	62.8%	51	65.1%	58	74.1%	51	65.1%	36	45.7%	44	55.6%	52	66.3%	49	61.8%	49	61.8%	54	67.5%	49	61.3%	30	37.5%	797	100.0%		
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

出典：こども家庭庁ホームページ「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」こども家庭審議会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会第19次報告（資料編）令和5年9月

図1-4 養育者と里親等による虐待種別の内訳（令和3年度比較）

	身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	合計
養育者	49,241件 23.7%	2,247件 1.1%	31,448件 15.1%	124,724件 60.1%	207,660件 100%
里親等	68件 51.4%	20件 15.3%	4件 3.1%	39件 29.8%	131件 100%

出典：「こども家庭庁 令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）」、「こども家庭庁 令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について」を基に大場作成

図 1-5

(4) 養育環境
① 養育者の世帯の状況

表 29 養育者の世帯の状況（心中以外の虐待死）

区分	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	第10次	第11次	第12次	第13次	第14次	第15次	第16次	第17次	第18次	第19次	総数
実父母	人数	38	26	19	27	21	19	20	28(5)	29(11)	26(9)	31(0)	24(17)	24(12)	23(11)	379
	構成割合	48.7%	38.8%	53.1%	37.3%	46.6%	52.8%	45.5%	50.0%	59.2%	50.0%	57.4%	42.1%	49.0%	46.0%	47.6%
ひとり親(離婚)	人数	9	5	1	8	9	3	2	2(2)	5(3)	5(1)	1(0)	4(3)	3(0)	8(4)	73
	構成割合	11.5%	7.5%	2.0%	15.7%	13.8%	17.6%	8.3%	4.5%	3.8%	10.2%	1.9%	7.0%	6.1%	16.0%	9.2%
ひとり親(未婚)	人数	9	11	3	4	9	7	13	9(0)	5(2)	9(5)	7(0)	13(8)	10(1)	11(4)	130
	構成割合	11.5%	16.4%	6.1%	7.8%	15.5%	19.4%	29.5%	17.3%	10.2%	17.3%	13.0%	22.8%	20.4%	22.0%	16.3%
ひとり親(死別)	人数	0	1	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
ひとり親(別居) ※1	人数	-	-	-	1	3	2	1	2	1(0)	3(1)	1(1)	4(1)	1(1)	1(0)	21
	構成割合	-	-	-	2.0%	5.2%	3.9%	2.8%	4.5%	1.9%	6.1%	1.9%	7.0%	2.0%	2.0%	3.5%
実父母のいずれかとその再婚者	人数	5	9	7	6	2	3	2	2(0)	1(0)	3(2)	0(0)	4(1)	4(0)	2(1)	53
	構成割合	6.4%	13.4%	14.3%	11.8%	3.4%	5.9%	8.3%	4.5%	3.8%	2.0%	5.8%	0.0%	7.0%	8.2%	6.6%
内縁関係(交際相手を含む)	人数	4	2	5	6	2	1	0	3	3(1)	1(0)	3(0)	1(0)	1(0)	1(0)	34
	構成割合	5.1%	3.0%	10.2%	11.8%	3.4%	2.0%	0.0%	6.8%	5.8%	2.0%	1.9%	1.8%	2.0%	2.0%	4.3%
養父母	人数	0	1	0	0	0	0	0	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1
	構成割合	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
その他	人数	0	3	1	2	6	0	1	2(0)	5(1)	1(1)	1(0)	2(2)	3(0)	1(0)	28
	構成割合	0.0%	4.5%	2.0%	3.9%	10.3%	0.0%	0.0%	2.3%	3.8%	10.2%	1.9%	3.5%	6.1%	2.0%	3.5%
不明	人数	13	9	6	5	1	5	3	1	7(0)	0(0)	6(4)	10(3)	5(3)	3(1)	77
	構成割合	16.7%	13.4%	12.2%	9.8%	1.7%	9.8%	8.3%	2.3%	13.5%	0.0%	11.5%	18.5%	8.8%	6.1%	9.7%
計	人数	78	67	49	51	58	36	44	52(8)	49(18)	52(23)	54(0)	57(35)	48(15)	50(21)	797
	構成割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※1 第8次報告から調査。累計母数は603人

出典：こども家庭庁ホームページ「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について」こども家庭審議会児童虐待防止対策部会 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 第19次報告（資料編）令和5年9月

和4)年度の虐待相談の経路では、児童相談所では、「警察等」112,965件(51.5%)、「近隣知人」24,174件(11.0%)の順で多く、保育士配置施設では「保育所」1,846件(0.8%)、「児童福祉施設」1,317件(0.6%)であった。

3. 里親等による虐待の全国動向

『令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について』(こども家庭庁)における被虐待児童の動向、職員等の動向、虐待発生後の自治体の対応について、虐待と認められた事例の施設等種別内訳は、里親・ファミリーホームによる虐待は21件(16.0%)と、児童養護施設の69件(52.7%)に次ぐ割合となっている。被措置児童への虐待種別では、身体的虐待が68件(51.9%)と全体の半数以上を占め、児童の性別差では男子が143件(63.6%)、女子が81件(36.0%)と、性別差で偏りがある。このことから、被措置児童で虐待を受ける児童の多くは、男子で身体的虐待の被害者であることがわかる。

被措置児童を支援する職員等の動向に関して、虐待発生時の状況は「就寝時間」「娯楽・テレビの時間」が多く、虐待をおこなった職員等の年齢は、29歳以下が44人(27.3%)、30～39歳が38人(23.6%)であり、39歳以下の年齢層で50.9%と全体の半数を占めている。虐待をおこなった職員等の実務経験年数では、5年未満で62人(38.5%)、5～9年で50人(31.1%)、経験年数10年以下でみると69.2%の割合となり、職員の年齢層が上昇し、経験年数が長くなるほど、虐待の割合は減少している。また、職員等のパーソナリティによる内訳では、衝動性による加虐行為、養育技術の低さに対して、「

あり」に該当した割合が各項目で突出していることから、年齢が若く経験年数が少ない職員は、養育技術の低さも重なり、児童の言動に対して衝動的な虐待行為を起こしやすい傾向も推測される。このことから、職員等の年齢・経験年数と虐待行為との関連が示唆される。

『令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について』(こども家庭庁2023)による里親・ファミリーホームの支援体制の状況を概観すると、「施設の体制・里親等への支援体制」に対する質問に対して、「十分でなかった」「なされていなかった」の回答割合が最も多い項目は「里親家族内での養育に対しての考え方や方針が一致して養育がなされていた」(9件:42.9%)であった。虐待発生時の状況からは、「実際の養育を担うのは里母であったが、児童相談所は里父との面接での報告を実態としていた。」「里親は虐待の認識がないまましつけの一環として、里子の態度を矯正する考えを持っていた。」「里母はまじめに育児をしていたが、仕事で毎日帰りの遅い里父には相談できず、一人で問題を抱えていた。」といった回答がある。このことから、養育環境について家族間で共通認識・相談体制をもていないこと、行政の連携・実態把握不足が、里親による虐待の背景にあると考えられる。虐待発生後の自治体等の里親に対する再発防止と改善に向けた対応は、研修への呼びかけや保護した児童を他の養子縁組里親への委託措置検討、児童相談所の体制整備等が実施されている。

以上を踏まえ、里親による虐待を予防するためのひとつとして、高齢者の活用も有用であろう。高齢者は、虐待行為の割合が減少する年齢層に該当し、養育経験も豊富であることが期待できる。また、『令和3年版 高齢社会白書(全

版版』(内閣府 2021)によれば、「60歳～69歳の約7割、70歳以上の約5割弱が働いているか、またはボランティア等何らかの活動を行っている」との調査結果が示されている。つまり、高齢者自身が社会参加を望み実行していることの証左であるといえる。このことから、里親の担い手として、現代の高齢者は有用な社会資源のひとつであることが示唆される。

4. 虐待死の動向

4.1. 児童虐待による死亡事例の動向

家庭内での児童虐待は誰にも知られないことで、徐々にエスカレートした場合、生命に影響を与えるような深刻な状況に陥ることが危惧される。この状況を示す資料として、こども家庭庁は『こども虐待による死亡事例等の検証結果等について』(こども家庭庁 2023)のなかで、児童虐待による死亡事例の推移をまとめている。これまでの検証結果(第1次から第19次)として、心中以外の虐待死が計989人となっている。うち0歳児が479人(48.4%)、3歳児以下の合計で見ると752人(76%)となっており、義務教育開始前である『5歳児以下』までを含めると837人(84.6%)となる。

虐待死の加害者は実母で533人(53.9%)が最多であり、実母の家庭における地域社会との接触がほとんどない事例が181件(22.7%) (第1次～第4次報告を除く累計)存在している(図1-3)。妊娠期・周産期の問題では、「母子健康手帳の未発行」が187件(20.5%)、「妊婦健康診査未受診」が249件(27.2%)で存在していた。また、市町村における乳児家庭全戸訪問事業の統計によれば、心中以外の虐待死が発生した家庭に50件の訪問介入を実施してい

る。このことから、虐待死に至る子どもの多くは未就学児であり、日中も自宅で養護者と過ごす年齢層である。さらに、地域社会との接触がほとんどない事例等も含めると、虐待死に至る要因は複合的であることがわかる。つまり、家庭のみで子育てをおこない、地域社会との接触が少なければ少ないほど、被害数増加に至るといふことである。と同時に、出産前の特定妊婦の把握や支援も重要になる。

総じて、妊娠期から医療機関や行政の介入、各機関で情報共有・連携することが必要であろう。また、家庭の地域社会での孤立を予防するため、医療機関での定期健診や妊婦健康診査未受診家庭への訪問を通じた実母子の現状把握も重要になる。

4.2. 養育者による虐待死の事例

ここでは、虐待がエスカレートした結果で生じた2つの虐待死の理解を通じ、その要因や課題について考えてみたい。

CASE1 父親が小学校4年生女子を死亡させたと思われる事例

A県で2019年1月、当時10歳の小学4年のMさんを虐待死させたとして、傷害致死など六つの罪に問われた父親(42)は、地裁の懲役16年(求刑懲役18年)の判決を不服として高裁に控訴した。

3月31日付。3月19日の判決は、被告がMさんに食事や十分な睡眠をとらせなかったうえ、ぬれた肌着姿で浴室に立たせたり、シャワーで冷水を浴せ続けたりして死亡させたと認定。「長期間、断続的に虐待を繰り返して

いた」と結論づけていた。被告は、Mさんが児童相談所に一時保護されるきっかけとなった2017年11月の暴行罪は無罪を主張。ほかの五つの罪は具体的な暴行などの多くを否定していた。被告人質問を終えた後の3月9日に新聞記者と接見した際には「(虐待について)臆測で認識されていることは悔しく、残念という気持ちです」と話していた。

出典：ホームページ朝日新聞デジタル「千葉の小4虐待死、父親が控訴 懲役16年の判決に不服」今泉奏：2020年4月1日14時18分
<https://www.asahi.com/articles/ASN414QNXN41UDCB004.htm> (2020年7月16日閲覧、再整理。)

CASE2 母親が4歳女子を死亡させたと思われる事例

B市で2023年5月、4歳の娘を転倒させるなどして死亡させたとして、42歳の母親が傷害致死の罪で起訴された。B市内の自宅で布団の上に立っていた当時4歳だった娘に対し、布団を引っ張り上げることで後ろに転倒させ、頭を床に打ちつける暴行を加えた。さらに翌日の22日頃には、高さ30センチあまりの机の上に立っていた娘の背中を殴って机の上から転落させ、額などを床に打ちつける暴行を加えて、死亡させたとして傷害致死の罪に問われている。

警察によると、逮捕時の容疑事実は、娘を机の上から転落させるなどした暴行のみであったが、その後の捜査で布団を引っ張り上げて転倒させるなどした暴行についても死因につながったことが明らかになった。検察は母親の認否を明らかにしていないが、警察の調べに対し、机の上から転倒させるなどした

暴行についてはおおむね認めている。

この事件をめぐるのは、E県の児童相談所が娘を要保護児童と位置づけながらも、亡くなるまでの1年以上にわたり、直接本人に会って状況を確認していなかったことなど、県は対応に課題があったとしていて、第三者委員会で再発防止に向けた提言がなされることとなっている。

出典：ホームページNHK 三重NEWSWEB「D市の4歳女児死亡事件 42歳の母親を傷害致死の罪で起訴」2023年7月20日17時50分
<https://www3.nhk.or.jp/lnews/tsu/20230720/3070010920.html> (2024年3月4日閲覧、再整理。)

以上に示した事例は、日常的な虐待がエスカレートして児童虐待死につながったものである。共通する特徴としては、児童相談所への通告や一時保護といった措置があったにもかかわらず、養護者が行政の介入を拒否していることである。さらに、養護者によっておこなわれた虐待が死亡につながったことを、養護者自身が認めていないことにも着目すべき点がある。

上記の事例からは、養護者が「しつけ」と称した家庭での教育が、容易に虐待へとつながることを意識することが重要になる。また、児童相談所等の対応、養護者に与えられている権限によって、保護されている児童または保護が必要と認められた児童であっても、家庭に引き戻されたこと等が要因となり、虐待死が起きているという事実もある。これは、里親等による虐待の全国動向であげた事例にある「里親は虐待の認識がないまましつけの一環として、里子の態度を矯正する考えを持っていた。」と類似点があり、家庭による養育環境の整備は、児童虐

待を防止するために重要となる。

5. 里親等による虐待と養育者による虐待の比較

児童虐待の発生要因は、養育者の類別（里親等・養育者）に限らず防止しなければならない。そこで、里親等による虐待にも目を向け、養育者による虐待とともに概観してみたい。

『児童相談所における児童虐待相談対応件数（速報値）』（こども家庭庁 2023）および『こども家庭庁 令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況』（こども家庭庁 2023）によると、身体的虐待は、養育者によるものが49,241件（23.7%）、里親等によるものが68件（51.4%）であった。性的虐待では、養育者によるものが2,247件（1.1%）、里親等によるものが20件（15.3%）であった。ネグレクトは養育者によるものが31,448件（15.1%）、里親等によるものが4件（3.1%）であり、心理的虐待では、養育者によるものが124,724件（60.1%）、里親等によるものが39件（29.8%）であった（図1-4）。つまり、身体的虐待と性的虐待は里親等によるものが多く、ネグレクトと心理的虐待は、養育者によるものが多くなっている。なかでも、養育者による虐待で多くを占めるものは心理的虐待であり、自宅という秘匿性の高い環境であることや、学校等の機関に子どもが通っていたとしても外見上は発見されにくいことなどが主な発生要因として考えられる。

このほか、里親等による虐待で多くを占めるものは身体的虐待であり、ファミリーホームは子どもが複数人で生活している環境がありえることや、里子への情緒的関与の不足等が要因と

してあげられる。したがって、子どもの養育環境により虐待種別の傾向に違いがあり、養育環境別の虐待防止アプローチを検討する必要がある。

6. 児童虐待予防の必要性とリスクの理解

我が国の児童虐待の動向として、都道府県や政令市が設置する児童相談所と各市町村への相談対応件数が増加しており、エスカレートした結果としての虐待死まで生じている。虐待を受ける児童のダメージとして、主に発達上の障害（発育不全、知的発達の遅れなど）、PTSD、不安神経症、対人恐怖、抑うつ、他者認識の歪み、他者への暴力行為、人間関係の構築困難、不登校・ひきこもり、道徳心や社会的ルールからの逸脱行為等の様々な影響を生じさせる。

友田（2016：721）は、両親のDV目撃による脳への影響をまとめ、『言葉によるDV』を目撃してきた人の方が、身体的DVを目撃した人よりも脳へのダメージが大きかった。」ことを明らかにしている。加えて、「解離症状をはじめとするトラウマ反応がもっとも重篤なのが、『DV目撃と暴言による虐待』の組み合わせだった。」（友田 2016：721）と報告している。このような報告からは、社会的な取り組みとして児童の健全育成（発育・学習、人格形成、情緒的安定等）を図り、児童虐待の予防と防止に取り組むことが重要になるが、具体的には i）人権意識の向上や虐待予防に向けた啓発活動、ii）虐待のリスクや要因、虐待が生じやすい状況・兆候に関する理解と早期発見、iii）虐待が児童に及ぼす様々な影響の理解、iv）児童虐待の相談対応機関と通報義務の知識の浸透等がポイントであろう。

7. 児童虐待の発見とサインの理解—予防に向けて—

児童虐待のサインの例として、「心理的虐待」では、養護者の話を全くしない、過度な怯えや震えがある、情緒不安定等があげられる。「身体的虐待」のサインとしては、普段は見えない部分や説明がつかないような怪我や痣がある、新しい傷と古い傷が交互に生じている状況等が挙げられる。「ネグレクト」では、異常に食べ物を欲しがると、いつも同じ洋服で異臭がする、異常にやせている、検診に行っていないことなどがある。「性的虐待」では、異常に大人びた会話や行動（例：性的関心が異常に強い、性的話題を極端に避けるなど）や不自然な性器からの出血等が挙げられる。また、養護者や他者との違和感があるようなコミュニケーション、落ち着きがない、大声をあげる、暴力をふるう、表情が暗く乏しい、家に帰るのを嫌がること等が日常的に生じている状況等が推測される。

児童虐待の発見には、家庭、保育所・幼稚園・学校、地域（例：子ども食堂）等において、被虐待児から発せられるサインを周囲が正しく理解し、「虐待ではないか」という想像力・発想を持つことが重要であり、相談・通報につながることを期待される。なお、児童虐待防止法第五条では、学校、児童福祉施設、病院等の職員等は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないとしている。さらに同法第六条では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければなら

ないとされており、早期発見を図っている。

8. 養護者の虐待リスクと予防・連携の必要性

養護者が被虐待児童からのサインに対して、その理由を適切に説明できない場合、虐待の疑いが強くなると推測される。つまり、児童虐待のリスクが考えられる養護者や家庭の状況を適切に把握することは虐待の予防や早期発見につながるため、その状況がある程度理解しておくことが有用である。これに関して兼次は、社会的ハイリスク妊婦と子ども虐待リスクの関連性を述べており、「出生後の子ども虐待と関連したリスク因子は、『母体年齢22歳以下』『妊婦の非虐待経験』『妊婦の身なりが不衛生』であり、周産期要対協開催、周産期支援チェックリスト総得点は子ども虐待と強い関連がある」ことを明らかにしている（兼次 2022：476）。

虐待のリスクが比較的あると思われる家庭内の状況としては、養護者が育児に対して無関心または拒否的、若い母親1人での継続的な育児体制、養護者のアルコール依存や薬物中毒等の精神疾患、家庭内の経済困窮、夫婦関係（養護者）の不仲とDV、養護者の子どもへの不満や愚痴、地域・周囲からの孤立、子どもを残しての長時間外出が多い、怒鳴り声が多く頻繁に子どもが泣いている、養護者の厳しすぎる養育態度等が考えられる。つまり、妊婦の成育歴や出産時点での生活環境が虐待に影響するため、養護者への支援体制を整備することが児童虐待の予防につながると考えられる。

以上のほか、児童虐待を行う養護者側の問題も考える必要がある。たとえば養護者が仕事と育児の両立を努力しても貧困から抜け出せない

状況に置かれていたり、育児と介護のダブルケアにより精神的・身体的・経済的に追い詰められたり、ストレスフルな状況にあることも想定される。このような場合、虐待予防という観点から養護者の社会的ケアの充実を図るという発想が児童虐待の予防につながる。そのためには、生活援助事業所の整備と適切な運用、保健福祉での連携が重要になる。

9. まとめ

9.1. 虐待動向にみる基本的課題 一段階的支援の充実—

最後に、今後の基本的課題として児童虐待の段階的な予防体制の確立について触れておきたい。一次予防では、虐待リスクの高い家庭のスクリーニング、早期介入をおこなうことをあげておきたい。ただ、過度な介入は養護者に負荷を与えてしまい拒否につながる恐れがあるため、十分な知識と経験を持った専門職が担うことが望ましいと考える。一次予防の動きは、結果として特に地域で孤立していないこと、いつでも相談できる資源があることを家庭に示すことができる効果が期待される。

二次予防は、虐待が発生する前のプロセスを把握し、予防することである。たとえば家庭から聞こえてくる怒鳴り声や子どもの泣き声が増えてくれば、しつけではなく虐待に近いものとなっている可能性が高いこと、地域住民は虐待と疑わしいと思えば、各機関に情報提供する役割を担っていることを理解してもらう必要がある。そのためにも、行政等による世論喚起や市民講座といったソーシャルアクションが重要となる。

三次予防は、虐待が表面化した際の対応後の

モニタリングがあげられる。児童相談所による一時保護や措置、警察による養護者等の取り調べや立ち入り調査といった対応を、各機関が情報共有・連携しておこない、児童の安全確保と継続的モニタリングなどが求められる。

児童虐待の予防の実施にあたっての課題については、虐待疑いがある養護者であっても、強い希望等があれば要保護児童が引き渡される。その結果、再虐待による死亡につながっている事例も存在する。この事態を防ぐためには、行政権限の強化、医療機関や民間事業者との密接な連携がなされなければならない。我が国では、2011（平成23）年から人口減少社会に転じているが、このまま現在の社会状況・地域のつながりが薄い状況が続けば、孤立状態での育児をおこなう家庭の状況は変わらず、児童虐待の予防と対応が今以上に困難となりえるであろう。すなわち、行政と民間業者、そして地域社会の一員である我々が、地域全体で子ども育てるという意識の重要性が大きくなると考えられる。

9.2. 今後の方向性について—発見体制の確立—

これまでに述べた児童虐待の推移や背景・虐待内容等から、虐待は実母による心理的虐待がその多くを占めていることがわかった。それは、予期せぬ妊娠や地域社会からの孤立とともに、以下の要因も関係があると推察される。虐待加害者の養護者の世帯状況は、ひとり親（未婚・離婚）によるものは203件（25.5%）であり、こどもの死亡時における実母の年齢割合は19歳以下～24歳まででみると16人（32.7%）にのぼる（図1-5）。したがって、養護者としての情緒的安定、養育に関する知識等の脆弱性が

児童虐待行為に影響を及ぼすことが推測される。この背景には、被措置児童を支援する職員を含め、若年層で養育経験年数の浅い者が虐待行為を起こしやすいことも考えられる。

児童虐待を予防・早期発見していくには、地域関係の希薄化を行政と民間をあげて修正していく必要があると考える。地域関係の希薄化が叫ばれて久しく、現在はSNS等による一方的な情報収集のみで、養育に関する情報等を得ることが多い。そうではなく、厚生労働省が地域子育て支援拠点事業の背景と課題でも挙げているように、地域で必要な支援とつながる体制の持続的な運用に期待をしたい。地域の虐待に対する動向として、満身(2023)は、児童虐待相談対応件数の主な増加要因の1点に「虐待相談窓口の普及などにより、家族親戚、近隣知人、児童本人からの通告の増加である。」(満身2023:3)を挙げている。つまり、地域住民による通告が増えているということであり、児童虐待を防止することの重要性が地域に理解されてきていることが推察される。児童虐待の再発防止には、養護者への伴走型支援を実施していく必要があると考える。いつでも誰かに相談ができる、話ができるという地域の環境が生活の一部にあることは、結果として子どもと関わる際の精神的ゆとりや養護者自身的情緒安定・養育知識の獲得・修正につながるであろう。

〈引用文献〉

- 兼次洋介・仲西正憲(2022)「周産期チェックリストを用いた子ども虐待リスク予測」『日本周産期・新生児医学会雑誌』58(3), 472-478.
- 小林優美(2024)「児童虐待予防のためのアウトリーチの研究：早期支援におけるソーシャルワーカーの役割とは何か」『人間学研究論集』13, 61-69.
- こども家庭庁(2023)『こども虐待による死亡事例等の検証結果等について第19次報告〈資料編〉』こども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会.
- こども家庭庁(2023)「令和3年度における被措置児童等虐待への各都道府県市等の対応状況について」(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/f72baa07-ab9d-40b-b892-0c555502713c/728dff58/20230401_policies_shakaiteki-yougo_gyakutai-todokede_05.pdf)
- こども家庭庁(2024)『児童養護施設入所児童等調査の概要(令和5年2月1日現在)』こども家庭庁支援局家庭福祉課 こども家庭庁支援局障害児支援課.
- こども家庭庁(2024)「令和4年度 児童相談所における児童虐待相談対応件数(速報値)」(https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a176de99-390e-4065-a7fb-fe569ab2450c/12d7a89f/20230401_policies_jidougyakutai_19.pdf)
- 満身史織(2023)「児童福祉法の改正による児童虐待防止の対応について」『福岡大学研究部論集B社会科学編』13, 99-114.
- 内閣府(2021)「令和3年版高齢社会白書(全体版)3 学習・社会参加」(https://www8.cao.go.jp/koureiwhitepaper/w-2021/zenbun/pdf/1s2s_03.pdf)
- 染田恵(2024)「児童虐待-増加傾向が続く現状、その早期発見と対処に関する課題への効果的な対応策」『駿河台法学』37(2), 1-22.
- 友田明美(2006)「被虐待者の脳科学研究」『児童青年精神医学とその近接領域』57(5), 719-729.